

平成20年度版税制改正のあらまし

経済活性化、競争力の強化

■研究開発税制

研究開発投資への誘引をより高める観点から、研究開発税制が拡充されます。具体的には、現行の試験研究費の総額に係る税額控除とは別に、試験研究費を増加させた場合と売上高に占める試験研究費の割合が一定の水準を超える場合のいずれかを選択して適用できる税額控除制度。

〔平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。〕

■情報基盤強化税制

①対象設備等の追加

部門別・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェアとして一定の要件を満たすものが追加されます。

②取得価額の合計額の最低限度の引き下げ

資本金1億円以下の法人

(現行) 300万円↓70万円

〔適用期限が2年延長され平成22

年3月31日までとなります。〕

中小企業・ベンチャー税制

■エンジェル税制

起業期のベンチャー企業に対する資金を広く呼び込むため、一定の特定中小会社に出資した金額について、1000万円を限度として寄附金控除を適用する。

特定中小会社が発行した株式を取得した場合の特例

特定中小会社は次の要件を満たすもの。(①設立1年目の特定新規中小企業者②設立2、3年目の特定新規中小企業者で、営業活動によるキャッシュフローが赤字であるもの)

〔平成20年4月1日以後に特定中小会社の株式を払込みにより取得する場合。〕

■教育訓練費の特別控除

①税額控除割合の改正

教育訓練費の継続的な増加が困難な中小企業が利用しやすい仕組みに改組されます。適用事業年度の労働費用に占める教育訓練費の

割合が一定水準(0・15%)以上の場合に、当該教育訓練費の総額の8・12%に相当する税額が控除される制度に改正されます。

(3)その他適用期限の延長(平成22年3月31日までの2年間)

①交際費等の損金不算入制度

②欠損金の繰戻し還付の不適用制度

③小額原価償却資産の取得価額(30万円未満)の損金算入の特例

事業承継税制

■取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度

非上場株式等に係る相続税の軽減について、現行の自社の相続税の課税価格を10%軽減する方式から自社株の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予する制度に拡充されます。この場合の対象企業は中小企業基本法上の中小企業者とされます。

この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることが検討されています。

*被相続人の要件 ①会社の代表者であったこと ②同族関係者と合わせて株式の過半数保有か

つ親族内で筆頭株主であった者

*相続人の要件 ①会社の代表者であること ②相続により、同族関係者と合わせて株式の過半数保有かつ親族内で筆頭株主となること

*経済産業大臣の確認が必要

〔平成21年度税制改正において創設し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行日以降の相続に遡及して適用する。〕

原価償却制度

■法定耐用年数の見直し

機械・装置を中心に、資産区分を整理するとともに法定耐用年数の見直しが行なわれます。また、機械・装置の区分が現行の390区分から日本標準産業分類の区分の55区分に大括りされます。

〔既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以降開始する事業年度について適用されます。〕

■耐用年数の短縮特例

承認を受けた設備と同種の設備を取得した場合には、承認不要とする等の簡素化が行われます。

*このご案内及び6ページの中小企業対策予算の記事は閣議決定された政府案に基づいています。国会審議の過程で修正される場合がありますのでご注意ください。